

阿久比町パブリックコメント手続に関する要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、町民等の町政への参加の促進を図るとともに、町民等に対する説明責任を果たし、公正公平で開かれた町政の推進に資することを目的とする。

【考え方】

- 1 パブリックコメント手続は、町民等の町政への参加の促進を図ることを目的とし、計画等の素案に対して提出された町民等の意見等に対する町の考え方を公表することにより、計画等の形成過程における公正公平の確保と透明性の向上を図ります。
- 2 この手続は、計画等の内容をより充実したものにするために、町民等から幅広い意見等を募集し、意思決定を行うための参考とします。よって賛成・反対の各意見の多さで意思決定の方向を判断する住民投票のような制度ではありません。この手続においては、多数意見も少数意見も一意見として扱います。
- 3 基本的な計画等の立案にあたっては、設置される委員会や審議会等の委員の意見が主な情報源でしたが、この手続により、情報収集源の拡大や多様性が図られ、町民等から幅広い意見等をいただけるようになります。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容その他必要な事項を町民等に公表し、町民等から政策に対する意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、その寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮し本町としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び水道事業管理者の権限を行う町長をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 町内の学校に在学する者

(5) 本町に対して納税義務を有する個人及び法人

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【考え方】

1 広くこの手続の周知を図るため、手続の名称は、一般的に共通の呼称の「パブリックコメント手続」を採用します。

2 公平委員会（愛知県へ委託）、固定資産評価審査委員会、監査委員は審査機関という性格上、計画等を策定することが考えられないため、議決機関である議会とともに、この要綱の実施機関から除きます。

3 本町に在住・在勤・在学者、在事務所、納税義務者、利害関係者を「町民等」と定義し、パブリックコメント手続の「意見等を提出できるもの」とします。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 町の基本的な施策の計画等の策定又は改定
- (2) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を実施しないものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 法律等の改正に伴い連動して改正される事項及び軽微なもの
- (3) 法令その他の規定により縦覧及び意見聴取の手続が定められているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、報告又は答申を行ったもの

【考え方】

1 この条をはじめこの要綱に規定する「実施機関」の事務は、その計画等の所管課長等が行います。

2 「町の基本的な施策の計画等の策定又は改定」とは、町の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定めるもので、構想、指針、計画など名称を問いません。

(例)

◇まちづくりの基本的な考え方に関する計画等

- ・総合計画、地域防災計画、国民保護計画、行政改革大綱など

◇福祉、健康、環境、教育に関する計画等

- ・老人保健福祉計画、介護保険計画、健康日本21あぐい計画、生涯スポーツ振興計画など

3 「町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃」とは、町政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、町政を推進する上での共通の制度を定めるものをいい、町民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等の制定、改廃を対象とします。

ただし、職員の給与に関する条例、事務分掌規則など行政内部のみに適用されるものは、該当しません。

また、上位法の改正に伴い条例等が改正された場合も対象としません。

(例)

◇町政全般又は個別分野における基本理念を定める条例

・情報公開条例、個人情報保護条例、安全で住みよいまちづくり条例など

4 「町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃」とは、地方自治法第 14 条第 2 項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当します。

ただし、公の施設の設置管理条例や都市公園等についての条例などで住民の権利や義務に直接関係のある規定が設けられていても、それは住民の福祉を積極的に推進するための事務事業を通じて特定の者との間に生ずる関係であること、及び内容が典型的なものがほとんどであり、町民等の意見を募集する必要性・有用性に乏しいため、本手続の対象から除くものです。

また、金銭の徴収についても、地方自治法第 74 条第 1 項で地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定・改廃が直接請求の対象となっていないことを踏まえ、本手続の対象から除くものです。

(参 考)

地方自治法第 74 条第 1 項…普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(例)

◇町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例

・放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例など

5 規則、要綱等の制定又は改廃についても実施機関が特に必要と認めるものはパブリックコメント手続を実施する。

6 (第2項関係)パブリックコメント手続を実施しないものとする事項

(1)「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、本手続を経る時間がない場合をいいます。

(2)「法律等の改正に伴い連動して改正される事項及び軽微なもの」とは、改正の方法・内容について法令等に定められていて裁量の余地がないものや、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものをいいます。

(3)「法令その他の規定により縦覧及び意見聴取の手続が定められているもの」とは、法定縦覧手続など、案の公表、町民等の意見提出が法令で定められている場合は、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することで、パブリックコメント手続を実施したこととします。

〈例示〉

①都市計画の決定(都市計画法)

- ・都市計画の原案作成段階での公聴会による住民の意見の反映
- ・都市計画の案の縦覧時の意見書の提出制度(提出された意見の要旨を踏まえ都市計画審議会で審議)

②土地区画整理事業計画の縦覧及び意見書の提出(土地区画整理法)

③地区計画等の案の作成(阿久比町地区計画等の案の作成手続に関する条例)

(4)「地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの」とは、例えば、町民から住民投票条例の制定について直接請求され、町民が作成した条例案を議会に上程する場合などが該当する。

この場合は、住民投票条例の可否を議会が審議することになり、行政が立案した条例ではなく、選挙権を有する町民の50分の1以上の連署をもって請求されたものであり、民意も反映されていると判断し、パブリックコメント手続を行ったものとみなす。

(5)第5号の規定は、審議会等の答申を受けて意思決定する場合、審議会等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて実施機関が意思決定を行う場合、同様の案について手続を繰り返すことは、効率性の面からも望ましくないことから、改めてこの要綱の定める手続を経ないで意思決定することができるもの。

(参 考)

地方自治法第138条の4第3項… 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議

会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。
但し、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、第3条第1項各号に規定するもの(以下「計画等」という。)の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

【考え方】

- 1 公表は、「最終的な意思決定を行う前」に行います。なお、条例案や議会の議決を要するものは、議会提案前のことをいいます。

- 2 計画等の素案を公表するにあたっては、町民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見等を提出できるように、町民等にとってのわかりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供します。

- 3 「当該計画等の素案を理解するために必要な資料」とは、次のとおりです。
 - ア) 当該計画等の素案の概要
 - イ) 根拠法令
 - ウ) 計画等の策定又は改定にあたっては、上位の計画等の概要
 - エ) 対象政策等の実施により生じることが予測される影響の程度及び範囲
 - オ) その他必要な資料

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- 2 前項各号に定めるもののほか必要な場合は、町広報紙へ掲載し、公表の周知に努めるものとする。
- 3 実施機関は、前条の規定による公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

【考え方】

- 1 パブリックコメント手続の実施にあたっては、広く町民等に周知することが必要ですので、計画等の素案及び資料等を所管課や実施機関が指定する場所に配備するとともに、町のホームページに掲載することとします。また、これ以外にも広報紙への掲載や報道機関への発表などにより周知に努めるものとします。

なお、広報紙については、紙面の都合上、施策等の案の概要、公表資料全体の入手方法、意見提出の方法のみを掲載することとします。

- 2 素案及び公表資料が相当量に及び場合に、そのすべてを町のホームページに掲載することは行政効率の面から不適當と思われるので、活用する公表方法すべてにおいて、素案及び公表資料全体を添付する必要はなく、この場合、素案や公表資料全体の入手方法を明確にして、周知することとします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、町民等が計画等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) ファクシミリ
- (3) 郵便
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人の氏名、名称等の個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の素案を公表するときにその旨を明示するものとする。

【考え方】

- 1 意見等の提出期間の「1月」は目安であり、計画等の所管課長が、町民等が意見等を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その計画等の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを考え定めます。
- 2 意見等の提出方法は、電子メール、ファクシミリ、郵便、窓口への持参等とし、素案の公表時に明示します。
- 3 町民等が意見等を提出する時には、意見等の提出にかかる責任の所在をはっきりさせることと、意見等の内容の確認を行う可能性があるため、意見等を提出した者の住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにして行うこととし、素案の公表に際しては、その条件を明示することとします。
- 4 氏名等を公表する場合には、公表することをあらかじめ明らかにしますので、予告がなければ提出された意見等や情報について提出者の氏名等を公表することはありません。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する町の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

4 第2項の規定による公表の方法については、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

【考え方】

- 1 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行いますが、提出された意見等を必ず採り入れるということではなく、提出された意見等を十分考慮して、その上で判断するというのがパブリックコメント手続の趣旨です。
- 2 パブリックコメント手続は、計画等の素案の賛否を問うためのものではないので、賛否の結論だけを示した意見等については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はありませんが、そのような意見等があったことは、公表する必要があります。
- 3 実施機関の考え方を公表するときは、案を公表する場合に準じることとしますが、実施機関の考え方を示すにあたっては、町民等にとってわかりやすい表現に努めます。
- 4 「意見等」は公表が原則ですが、不適当な事項については、その計画等の所管課長の判断と説明責任のもとに、その全部又は一部を公表しないことがあります。

(実施状況の把握)

第8条 町長は、パブリックコメント手続を実施している案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、町ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

【考え方】

1 計画等の所管課長は、パブリックコメント手続を行うときは、あらかじめ政策協働課長に所要事項を提出し、政策協働課長は提出のあった案件の一覧表を作成し公表します。各パブリックコメント手続の実施案件や実施状況を一覧にすることにより、いつどこでどのような案件についてパブリックコメント手続を行っているのか、町民等が一覧で知ることができます。

2 案件の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、計画等の素案等の入手方法、問い合わせ先等を記載します。

3 この条に規定する「町長」の事務は、政策協働課長が行います。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【考え方】

1 今後の具体的な案件の運用を通して寄せられる町民等からの意見等を踏まえて、必要があれば、パブリックコメント手続の見直しを行っていきます。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等で、町民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。